



発行 新潟県

第78号

令和5年10月10日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1065 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1066 保安林の指定解除予定(治山課)
- 1067 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 1068 道路の区域変更(道路管理課)
- 1069 道路の供用開始(道路管理課)

公 告

大規模小売店舗の変更(地域産業振興課)

公安委員会告示

- 112 警備員指導教育責任者講習の実施(生活安全企画課)
- 113 警備員指導教育責任者講習の実施(生活安全企画課)

正 誤

- 令和5年10月3日付け県報第76号告示第1042号中(治山課)
- 令和5年10月3日付け県報第76号告示第1043号中(治山課)

告 示

◎新潟県告示第1065号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定した。

令和5年10月10日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	指定年月日
みらいともす訪問看護ステーション	五泉市村松乙259-3	精神通院医療	令和5年10月1日

◎新潟県告示第1066号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和5年10月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県村上市中浜字戸ノ入928番の4、932番の6、954番の7、956番の3、975番の29
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

道路用地とするため

◎新潟県告示第1067号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、村上市の荒川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和5年10月10日

新潟県村上地域振興局長

1 就任

理事	村上市海老江111番地	小川 巖 (理事長)
理事	〃 桃川251番地	近 雅博
理事	〃 長政170番地	渡邊 誠市
理事	〃 坂町77番地2	田村 進
理事	〃 宿田969番地	阿部 丈夫
理事	〃 北新保219番地1	川崎 一敏
理事	〃 佐々木505番地	松田 史和
理事	〃 下助淵1416番地	加藤 芳明
理事	〃 新飯田157番地	竹内 高幸
監事	〃 七湊1495番地	佐藤 良浩
監事	〃 下鍛冶屋682番地	富樫 英博
監事	〃 牛屋714番地	鈴木 勝

就任年月日 令和5年9月26日

2 退任

理事	村上市海老江111番地	小川 巖 (理事長)
理事	〃 桃川251番地	近 雅博
理事	〃 長政170番地	渡邊 誠市
理事	〃 坂町77番地2	田村 進
理事	〃 宿田969番地	阿部 丈夫
理事	〃 北新保219番地1	川崎 一敏
理事	〃 佐々木505番地	松田 史和
理事	〃 小口川222番地	鈴木 正彦
理事	〃 七湊1495番地	佐藤 良浩
監事	〃 大津180番地	渡邊 梅蔵
監事	〃 牛屋624番地	長谷部 順一郎
監事	〃 山田735番地	松村 憲三

退任年月日 令和5年9月25日

◎新潟県告示第1068号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年10月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市下折立字赤ノ川表978番131から 同市下折立字赤ノ川表978番131まで	新	8.8～24.6メートル	140.2メートル

	旧	8.8～20.1メートル	140.2メートル
--	---	--------------	-----------

◎新潟県告示第1069号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係区画は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年10月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間
魚沼市下折立字赤ノ川表978番131から同市下折立字赤ノ川表978番131まで
- 3 供用開始の期日 令和5年10月10日

公 告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和5年10月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 - (1) 名 称 アクロスプラザ長岡 A街区
所在地 長岡市四郎丸町字沖田146番地1 外
設置者 JA三井リース建物株式会社
 - (2) 名 称 アクロスプラザ長岡七日町A街区
所在地 長岡市七日町字川原485 外
設置者 第一リース株式会社
 - (3) 名 称 アクロスプラザ長岡七日町B街区
所在地 長岡市福山町字川原427-1 外
設置者 第一リース株式会社 他1者
 - (4) 名 称 ウオロク長岡店
所在地 長岡市日赤町二丁目1番
設置者 株式会社ウオロク
 - (5) 名 称 長岡駅東トーアショッピングセンター
所在地 長岡市今朝白二丁目5番15号
設置者 株式会社東亜
 - (6) 名 称 燕ショッピングセンター
所在地 燕市大曲字曾根515 外
設置者 株式会社ウオロク 他1者
 - (7) 名 称 魚沼ショッピングセンター
所在地 魚沼市吉田字川原1105番 外
設置者 株式会社ウオロク
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
1-(3)
(変更前) 株式会社ギフトプラザ 代表取締役 丸山 和雄

(変更後) 株式会社ギフトプラザ 代表取締役 谷田 敏男

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

1-(1)

(変更前) 株式会社ハニーズホールディングス 代表取締役 江尻 義久 他2者

(変更後) 株式会社ハニーズホールディングス 代表取締役 江尻 英介 他2者

1-(2)

(変更前) 株式会社ティーガイア 代表取締役 金治 伸隆 他2者

(変更後) 株式会社ティーガイア 代表取締役 石田 将人 他2者

1-(3)

(変更前) 株式会社マツヤ 代表取締役 松村 敏昭 他1者

(変更後) 株式会社マツヤ 代表取締役 松村 勝義 他1者

1-(4)、(6)、(7)

(変更前) 株式会社星光堂薬局 代表取締役 小島 徹

(変更後) 株式会社星光堂薬局 代表取締役 渡邊 崇

1-(5)

(変更前) 株式会社原信 代表取締役 原 和彦 他1者

(変更後) 株式会社原信 代表取締役 丸山 三行 他1者

3 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和4年9月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和4年8月23日 他

4 変更の理由

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

設置者の代表者の氏名に変更があったため

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者の代表者の氏名等に変更があったため

5 届出年月日

令和5年9月28日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、店舗所在市町村の所管課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和5年10月10日から令和6年2月9日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第112号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)を次のとおり実施する。

令和5年10月10日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)

2 実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

令和5年11月13日(月)から同月22日(水)までの8日間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2
技術士センタービル I

3 受講定員

40人

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

令和5年10月26日(木)及び同月27日(金)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話
電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの)1通に必要な事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(7) 4(1)に該当する者

1号警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し

(オ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 提出期間

令和5年11月1日(水)及び同月2日(木)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は、認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

47,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙又はキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

本講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110(代表)

◎新潟県公安委員会告示第113号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)を次のとおり実施する。

令和5年10月10日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)

2 実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

令和5年11月16日(木)から同月22日(水)までの5日間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(初日にあつては、午後1時から午後5時まで)

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービルI

3 受講定員

20人

4 受講対象者

受講申込みを行う日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものを対象として実施する。

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る

る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

令和5年10月30日（月）及び同月31日（火）の各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までは除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話
電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(7) 資格者証又は修了証明書の写し

(イ) 4(1)に該当する者

1号警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(ウ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(エ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(オ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し

(カ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 提出期間

令和5年11月7日（火）及び同月8日（水）の各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までは除く。）

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は、認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

23,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙又はキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

本講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110 (代表)

正 誤

令和5年10月3日付け新潟県告示第1042号（保安林の指定解除予定）中

ページ	行	誤	正
2	22	新潟県農林水産部治山課及び新潟市役所	新潟県新潟地域振興局及び新潟市役所

令和5年10月3日付け新潟県告示第1043号（保安林の指定解除予定）中

ページ	行	誤	正
2	34	新潟県農林水産部治山課及び新潟市役所	新潟県新潟地域振興局及び新潟市役所